

タックスヘイブン対策税制 Q&A

December 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ヶ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

タックスヘイブン対策税制 Q&A

第 1 回 中国法人に対するタックスヘイブン対策税制の適用はあるの？

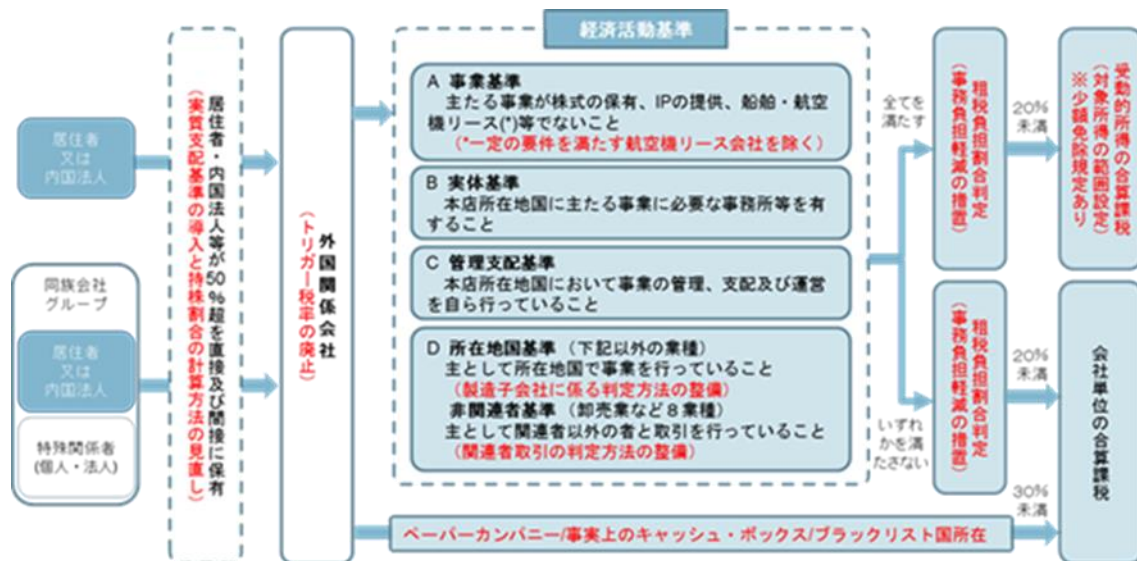
Question

平成 29 年度税制改正により、従前存在していた 20% というタックスヘイブン対策税制トリガー税率は廃止されると聞きました。これにより中国現地法人（一般的な法人税率 25%）についてもその適用可能性が出てきたということでしょうか。もしそうならば、どのようなことに注意をすればいいのでしょうか？

Answer

基本的に適用はありません。但し、ペーパーカンパニーとなる場合（持株会社等）や、適用税率が 15% となるような優遇税率を享受している場合については、適用を受ける可能性があります。

【図表 1】平成 29 年改正以降のタックスヘイブン対策税制



I. ペーパーカンパニーの場合

平成 29 年度税制改正において、特定外国関係会社の一形態として、ペーパーカンパニーは、会社単位の合算課税の対象とされるものとなっています。尚、具体的には、次のいずれにも該当しない外国関係会社の事を指します。

1. 実体基準

主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社

2. 管理支配基準

本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社すなわち、中国に貿易会社等を設立し、現実の管理は日本または香港等で実施している場合などが挙げられます。しかし、中国においては、一般に会社設立時において、独自の事務所所在地が求められることもあり、ペーパーカンパニーに該当するようなケースは少ないものと考えられます。

また、ペーパーカンパニー以外にも、特定外国関係会社としては、事実上のキャッシュ・ボックス、ブラックリスト国所在会社がありますが、これらについては、中国現地法人に関しては、該当することは基本的にはないものと思料されます。

II. 租税負担率が 20%未満の場合

タックスヘイブン対策税制に付いて、租税負担率とは以下の計算式により計算されることとなります。



分母の所得がない場合又は欠損となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合にその所得に対し適用される外国法人税の税率により、租税負担割合を判定することとなります。

ここで、多くの中国現地法人においては中国以外において発生する外国法人税はなく、また、日本税制と異なる非課税所得や損金算入支払配当もないことから、実務的には、租税負担割合が適用税率に近似する場合は殆どであると考えられます。従って、国家支援ハイテク企業等で、15%の優遇税率の適用を受けている場合等については、租税負担率が20%を下回るケースが多くなるものといえます。

この場合には、中国現地法人において課税所得が発生していない場合でも、以下のような受動的所得については合算対象所得として計算しなければならないものとされています。

- ①配当等（25%以上保有にかかわるものを除く）
- ②利子等（通常の業務過程で得る預金利子等を除く）
- ③有価証券の貸付の対価
- ④有価証券の譲渡損益（25%以上保有にかかわるものを除く）
- ⑤デリバティブ取引損益
- ⑥外国為替損益（為替差損益を得ることを目的としない事業の通常の業務過程で生じるものを除く）
- ⑦その他の金融所得
- ⑧有形固定資産の貸付の対価
- ⑨無形資産等の使用料
- ⑩無形資産等の譲渡損益
- ⑪資産、人件費、減価償却等の裏付けのない異常所得

但し、ハイテク企業等に該当する中国現地法人において、以上のような所得が発生するケースは殆どないものといえ、実務的には、中国現地法人においてタックスヘイブン対策税制の適用を受ける可能性はほぼないものと考えられます。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn